

嘉 子 第 231 号
令和 3 年 5 月 24 日

保 護 者 各 位

嘉手納町長 當山 宏
(公 印 省 略)

沖縄県緊急事態宣言の発令に伴う保育所等及び学童クラブの家庭保育協力依頼 について

日頃より新型コロナウイルス感染症対策に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

令和 3 年 5 月 23 日、沖縄県に新型コロナウイルス感染者数が急増している状況をうけ、緊急事態宣言が発令されました。保育所等及び学童クラブについては、引き続き感染症対策を徹底した上で、原則開所とする方針が示されておりますが、保護者の皆様におかれましては、保育所等における感染拡大のリスクを回避するため、これまでどおり感染予防対策や健康管理を徹底していただくとともに、家庭保育が可能な世帯においては、家庭保育のご協力をお願いいたします。

記

1. 感染拡大防止対策について

ご家族や児童の体調がすぐれない場合（発熱や呼吸器症状等の風邪症状がある場合）、登園を控えるようお願いします。また、可能な場合は早めのお迎えや、保護者のいずれかがお休みであるなどの場合には家庭保育の協力をお願いいたします。

2. 家庭保育協力依頼期間：令和 3 年 5 月 24（月）～ 令和 3 年 6 月 20 日（日）

3. 家庭保育を行った場合の保育料等の取り扱い

保育料（利用者負担額）【学童含む】・副食費

家庭保育協力依頼期間中の家庭保育にご協力いただいた保育料等については、減免対象となりませんが、お子様への感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、可能な範囲でご協力をお願いいたします。（新型コロナウイルス感染者の発生等による臨時休園の場合を除きます。）

上記内容は、状況により随時変更・更新しますので予めご了承ください。

【問い合わせ先】嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 TEL：956-1111（内線 123）